骨髄・末梢血幹細胞ドナー(提供者)とドナーを 雇用する事業所への助成制度を始めました



呉市では、有給休暇等を取得せず骨髄等を提供したドナーと、その事業所に対し、経済的負担を軽減するために助成金を交付します。

公益財団法人日本骨髄バンクが実施した骨髄・末梢血幹細胞移植の提供完了者が対象



骨髄・末梢血幹細胞ドナー

(ドナー休暇やその他の有給休暇を取得せず骨髄等の提供を完了し、呉市に住民票のある方)



ドナーを雇用している国内の事業所

(国, 地方公共団体, 独立行政法人, 地方独立行政法人, 国立大学法人を 除く)





骨髄等の提供が完了した日から1年以内に、必要書類を添えて呉市に申請書を提出



市の審査後、交付決定通知書が申請者に届き、請求により助成金が支払われます

〈添付書類〉

- ・ドナー休暇制度やその他の有給休暇を取得していないことが確認できる書類
- ・骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類
- ・骨髄バンクが発行する骨髄等の提供に係る通院又は入院日数が記載された書類
- ・事業所に勤務していることが確認できる書類、又は当該ドナーと雇用関係が確認できる書類
- ・その他、呉市長が必要と認める書類

ドナー助成金

- ・ 通院 1日あたり 2万円
- ・入院 1日あたり 2万円

1回の骨髄・末梢血幹細胞の提供につき 14万円を上限とする

事業所助成金

・ドナーが骨髄・末梢血幹細胞の ・ 提供を行うために休業した日数 ・ 1日あたり 1万円

1回の骨髄・末梢血幹細胞の提供につき 7万円を上限とする

【お問い合わせ先】

〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号 呉市保健所地域保健課 医務グループ ☎ 0823-25-3532